

仙北市住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）が、自己の居住の用に供する住宅等のリフォーム工事（以下「リフォーム工事」という。）を行う場合に、その一部を補助することにより、住宅改善を促進するとともに市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市民であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者及び工事する住宅の居住者に市税及び市諸収入金の未納がない者
- (2) 過去にこの制度による補助を受けようとする年度において、本要綱に基づく助成を受けていない者

2 市外在住者が定住することを目的として、家屋を取得し市内に定住した者

- (1) 市外在住者とは5年以上仙北市外に在住していた者をいう
- (2) 定住とは仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録していることをいう

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、市内に存する専用住宅及び併用住宅であって、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。ただし、賃貸住宅（賃貸借の契約に基づき他人に貸し出しすることを目的とした居住用建物をいう。）を除く。

- (1) 市内に存する専用住宅及び併用住宅並びにこれらの住宅に付属する住宅以外の建物（ただし、事業の用に供するものを除く）であって自己の居住の用に供している住宅
- (2) 過去にこの制度による補助を受けようとする年度において、本要綱に基づく助成を受けていない住宅

2 前項において、併用住宅については、専ら居住の用に供する部分のみを助成の対象とする。

(補助対象工事)

第4条 補助対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事で、当該工事に要する経費（消費税等を含む）が50万円以上であること。

- (1) 対象住宅の修繕、補修及び増築（対象住宅の床面積を超えない範囲のものに限る。）のための工事
- (2) 壁紙の張り替え、屋根又は外壁の塗り替え等、模様替えのための工事
- (3) 前2号に掲げる工事に伴い、雑排水及びトイレを下水道施設（公共下水、浄化槽、集落排水等）へ接続するための工事。ただし、浄化槽本体工事、屋外排水管工事及び仙北市水洗便所等改造資金融資あっせんを活用した工事は除く。
- (4) 太陽光発電システム工事は除く
- (5) 対象住宅に附帯する融雪設備（屋根部分を除く）
- (6) その他、市長が特に認める工事

(施工業者)

第5条 当該工事は、原則として次の各号に掲げる事業者が施工する工事とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 市内に事業所を有する法人であって、本市の法人市民税が課されていること。
- (2) 市内に事業所を有する個人であって、本市に住民登録をしていること。
- (3) 前条第1項第3号に掲げる工事の施工者は、市内に事業所を有する仙北市排水設備工事指定店であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、第4条に定める補助対象工事費に要する経費の5パーセントに相当する額(千円未満切り捨て)とし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

なお、第7条第2項に基づく申請の場合は、先に受けた補助金の額と合わせて10万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその同居者が次に該当する場合の補助金額は工事に要する経費の10%に相当する額(千円未満切り捨て)とし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。ただし、第7条第2項に基づく申請の場合は、先に受けた補助金の額と合わせて20万円を限度とする。

(1) 申請しようとする年度に18歳以下の子ども若しくは高等学校等に在学する子どもを扶養する者。

3 第4条第1項第3号の工事を施工する場合は、前項の金額に10万円を加えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第5号の工事を施工する場合の補助金額は、当該工事に要する経費の5%(千円未満切り捨て)とし、当該補助金の額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。

5 第2条第2項に該当する場合の補助金額は、工事に要する経費の10%に相当する額(千円未満切り捨て)とし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。

なお、18歳以下の子ども若しくは高等学校に在学する子どもを扶養するときは、工事に要する経費の15%に相当する額(千円未満切り捨て)とし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円を限度とする。

(申請)

第7条 この補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、リフォーム工事の着手前に、仙北市住宅リフォーム促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の10月31日までに市長へ申請しなければならない。

- (1) リフォーム工事見積書
- (2) リフォーム工事を行う住宅等の全体が写る写真と、現況及び工事施工箇所の写真
- (3) 固定資産税課税台帳の写し
- (4) 申請者及び同一世帯員の市税の完納を証する書類

- (5) 工事請負契約書又は請書写し
- (6) 前条第2項の場合にあつては、世帯全員の住民票及び同居構成内訳書
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、一つの住宅について、同一年度内に1回とする。

ただし、先に補助金を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事で、工事年度が異なる場合はこの限りではない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに書類の審査を行い、補助金交付の可否について住宅リフォーム促進事業補助金交付決定(却下) 通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、住宅リフォーム促進事業補助金の交付決定したものについて、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、住宅リフォーム促進事業補助金交付決定取消(変更) 通知書(様式第3号)により、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

- (1) 天災その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、リフォーム工事の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 前号以外の理由によりリフォーム工事を遂行することができなくなったとき。

(事業内容の変更等)

第10条 補助対象者は、リフォーム工事を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに次に定める手続きをしなければならない。

- (1) 第7条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、住宅リフォーム促進事業補助金交付決定変更申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)
- (2) リフォーム工事を中止し、又は廃止しようとするときは、住宅リフォーム促進事業中止(廃止) 申請書(様式第5号)により市長の承認を受けること。

2 前項の場合においては、第8条の規定を準用する。

(完了届及び補助金の交付請求)

第11条 第8条の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、リフォーム工事が完了したときは、当該年度の3月31日までに、住宅リフォーム促進事業完了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事代金の領収書の写しなど支払先を証明する書類
- (2) リフォーム工事前、工事中及び工事後の写真
- (3) 秋田県住宅リフォーム推進事業補助金交付額確定通知書の写し
- (4) 住宅リフォーム促進事業補助金交付請求書(様式第7号)

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(現地調査)

第12条 市長は、必要と認めるときは、当該リフォーム工事の遂行状況について、職員に現地調査を行わせることができる。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第11条の規定による請求があったときは、速やかに書類審査を行い、適正と認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限りその効力を失う。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成26年3月31日限りその効力を失う。
- 6 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成27年3月31日限りその効力を失う。
- 7 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成28年3月31日限りその効力を失う。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成29年3月31日限りその効力を失う。
- 9 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成30年3月31日限りその効力を失う。